

お詫びと訂正

『Q & A 交通事故の示談交渉における保険会社への主張・反論例』

下記の誤りがございました。読者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、謹んで下記のとおり訂正と補足をさせていただきます。

日本加除出版株式会社
記

■目次 xi の Q51、159 頁 Q51 の Q

(誤) 保険会社と物損の修理費を交渉するポイントにはどのようなものがありますか。

→(正) 保険会社と交渉するポイントにはどのようなものがありますか。

■159 頁 下から 9 行目

(誤) いずれに交渉でも → (正) いずれの交渉でも

■224 頁 下から 8・9 行目

(誤) Q71 → (正) Q72

■目次 xiv の Q74、225 頁 Q74 の Q

(誤) 交渉の中で運行使用者責任の

→ (正) 交渉の中で運行供用者責任の

(補足)

なお、Q51 に関し、物損の修理費に関して以下を補足させていただきます。

Q 保険会社と物損の修理費を交渉するポイントにはどのようなものがありますか。

A 経済的全損であるかを見極めること、修理しない場合でも消費税を含めて請求できること、人的損害との時効期間の差に注意が必要

です。

＜解説＞

1 修理費決定の流れ

修理費用について、『赤い本 2025(上)』263 頁では、「修理が相当な場合、適正修理費相当額が認められる」とされています。実務上、修理費用は、相手の任意保険会社と修理工場が修理内容と修理方法を協議し、修理金額を決定します。この協議決定を「協定」といいます。多くのケースでは、協定の金額を前提に合意することが多く、修理費用そのものが争いになることはそれほど多くないでしょう。協定前に先立ち修理工場は見積書を出しますが、多くの場合、協定を経て金額が下がりますので、参考程度にする必要があります。

2 修理費の交渉ポイント

(1) 保険会社の経済的全損の評価を鵜呑みにしない

修理費が車両の時価額と買い替え諸費用（ディーラー手数料、車両登録等に要する費用など）を加えた金額を上回ると経済的全損となり、時価額と買い替え諸費用の限度でしか賠償されません。もっとも、保険会社の時価額の算定は低額に提示される傾向にあり、買い替え諸費用も加算しないまま、経済的全損と評価されることがあります。保険会社から経済的全損と主張されても、適正な時価額に買い替え諸費用を加えた金額を確認し、本当に経済的全損であるか検討すべきです。こうした検討をした結果、経済的全損とならないケースもあります。経済的全損について詳しくは Q52、買い替え諸費用については Q53 をご参照下さい。

(2) 消費税の控除

事故車両を修理しない場合は、修理費用分の金額を受領することになりますが、保険会社から消費税分は控除すると主張されることがあります。実際に修理しないのだから消費税は発生しないことが理由です。しかし、修理費用は、被害者が車両を修理する場合に要する費用が損害であると考えられるため、消費税を控除する理由はありません（同趣旨の裁判例：東京地判平29・3・27 交民50卷6号1641）。

頁）。車両を売却あるいは廃車したとしても消費税相当額も損害に含まれると考えられます（名古屋地判令元・5・8 交民 52 卷 3 号 562 頁）。

(3) 時効に注意する

人的損害（慰謝料等）の場合、消滅時効は、「損害および加害者を知った時」から 5 年です（2020 年 3 月 31 日以前の事故は 3 年、但し同年 4 月 1 日時点で時効が完成していない場合は 5 年）。しかし、修理費用等の物的損害の時効は 3 年です。通常、物的損害は事故後すぐに交渉を始めるので、問題ないことが多いですが、過失割合に争いがあり、人的損害と一緒に訴訟提起する方針とした場合、人的損害の 5 年の期間に気を取られて物的損害の消滅時効期間を超過しないように注意が必要です。

(4) 板金か取り替えか

板金か部品の取り替えかの選択について、被害者が取り替えを強く主張されるケースもあるかと思いますが、交渉で協定内容を変更させるのは非常に難しい戦いになります。岡山地判平 6・9・6 交民 27 卷 5 号 1197 頁は、部品の取り替えを否定し、板金が妥当とした裁判例ではありますが、同裁判例では、「新しい部品との取り替えの方が板金修理よりも経済的である」、「板金修理によれば機能上の異常が残る」といった事情がない等のことから板金が妥当と結論付けています。この裁判例を踏まえると、部品の取り替えの方が経済的に合理的であることや、機能上も問題が生じる可能性を指摘し主張する必要があると考えます。こうした主張の説得力を高めるために、修理業者、ディーラー等の意見書、聴取事項をまとめた報告書、専門の鑑定人（民間の業者）の意見書等を取り付けることが考えられます。

以上